

事業継承について



令和元年10月28日

1 事業継承の検討の前提について①

- ▶ 第1回委員会における民営化の必要性に係る審議において、「安全・安心な都市ガスを安定的に供給すること」を民営化の大前提と捉えている。
- ▶ また、第2回委員会では、下記の通り、民営化の目的の一つとして位置づけている。

○ ガス事業の永続的发展

電力・ガスの自由化や人口減少など、エネルギー事業を取り巻く環境が大きく変化している中、将来にわたり、安全・安心な都市ガスの安定的な供給を行い、ガス事業を永続的に発展させていくこと。

第2回仙台市ガス事業民営化推進委員会『資料3 民営化の目的について』スライド5



「安全・安心な都市ガスの安定供給」のため、確実な事業継承を行う必要がある。

1 事業継承の検討の前提について②

- ▶ 確実な事業継承を図る上で、第1回委員会でご説明したように、仙台市ガス事業は、これまでの民営化事例にはない大きな特徴・特性を有している点について、留意が必要。

(1) 日本最大の公営ガス事業者

- 本市ガス事業は、34万件のお客さまを抱え、本市の他、周辺3市2町1村に都市ガスを供給する公営最大のガス事業者である。
- 本市ガス事業の運営には、約450人の職員が携わっており、民営化にあたっては、事業継承者側において、有資格者や専門的知識、経験を有する者を一度に確保することは容易ではない。

(2) 公営ガス事業者で唯一LNG基地を所有

- 公営ガス事業者で唯一LNG基地（港工場）を有し、原料を直接海外から輸入している。



上記のような仙台市ガス局の特徴・特性を踏まえつつ、安全・安心なガスを安定的に供給し、現在の保安水準をどう確保していくのか、という点について、慎重な検討が必要となる。

2 前回公募手続き時の検証

前回の事業継承について

- 事業譲渡後、5年間を経営監視期間と定め、ガス局から職員を派遣し、円滑に事業継承を図る方式(長野方式)を採用。
- 派遣された職員は、派遣期間（3～5年程度）終了後に引き続き本市職員として復職。
- 新会社への転籍を希望する職員については、新会社において採用されるよう事業継承者へ求めていくこととした。



前回公募中止後に関係事業者等からいただいたご意見について

- 本市ガス局は事業規模が大きいことから、多くの事業者は事業譲渡時に職員を自前で調達することが困難であり、本市ガス局職員が事業譲渡後も一定期間事業に従事し、技術やノウハウを段階的に継承していくことが不可欠。

3 事業継承に係る考え方

安全・安心なガスを安定供給し、現在の保安水準を確保すること。

＜仙台市ガス局の特徴・特性の把握＞
・職員数・お客さま数が公営最大規模。
・LNG受入基地を所有。

事業継承者に対し、仙台市ガス事業の特徴・特性を確実な把握してもらうとともに、知識と経験を有するガス局職員からのノウハウの伝授が不可欠。

事業継承者の人員確保に関する負担をより小さくしていく工夫が必要。

事業継承後も、本市として、一定期間、必要な対応を行うことが肝要。

4 まとめ

- 本市ガス事業を安全・安心な都市ガスの安定供給をもって、確実に事業継承者へ引き継ぐには、現在の保安水準の確保が不可欠であり、以下の2点が課題となる。
 - ① 事業継承者に対し、仙台市ガス事業の特徴・特性を確実な把握してもらうとともに、知識と経験を有するガス局職員からのノウハウの伝授が不可欠。
 - ② 応募事業者の人員確保に関する負担をより小さくしていく工夫が必要。
- 民営化をもって、ガス事業者の地位等は事業継承者に引き継ぐこととなるが、公営最大規模のライフライン事業を円滑に継承していくため、また、事業継承者による人員確保の負担を軽減するために、事業継承後においても、本市として、一定期間、必要な対応を行うことが肝要である。
- 本市として、一定期間行う必要な対応のあり方については、今後、様々な視点を踏まえつつ、具体化していく。